

旭川市通年制保育園に係る認定こども園の整備・運営事業者の 公募（第1期）について

1 通年制保育園に係るこれまでの動き

| 年 | 月日 | 内容 |
|-----|---------|--|
| H26 | 5～6月 | 「旭川市通年制保育園在り方検討懇話会」開催（計4回） |
| | 7月 | 保護者説明会（第1回 各14園で実施） |
| | 10～11月 | 保護者説明会（第2回 各14園で実施） |
| | 12～1月 | 「旭川市通年制保育園の今後の方針」パブリックコメント実施 |
| H27 | 3月 | 「旭川市通年制保育園の今後の方針」策定 ※整備時期を2つに分け、第1期（H29.4月開設）は3か所（東鷹栖中央、西神楽、東旭川）、第2期は4か所（永山2施設、東光1施設、北星・近文・春光1施設）とする。 |
| | 4月 | 「旭川市通年制保育園に係る認定こども園整備・運営事業者選定委員会」設置 |
| | 5月26日 | 第1回選定委員会の開催 公募要項の策定作業（現在最終調整中） |
| | 6月9～11日 | 保護者説明会（第1期対象地域（東鷹栖中央、西神楽、東旭川）で実施） |

2 整備・運営事業者の選定（第1期）

- (1) 対象事業者 社会福祉法人（設立予定者を含む）・学校法人
- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 選定時期 平成27年9月初旬

※保護者（各園1名）を選定委員会の委員に委嘱し、審査に参加いただく予定

3 事業者選定における条件（公募要項からの要約）

- (1) 平成29年4月1日に、新園舎で幼保連携型認定こども園の運営を開始すること。
- (2) 新園舎は対象地域内に整備すること（現地建替も可。近隣が望ましい。）。
- (3) 0～5歳の受入れを行い、定員は35名程度（東鷹栖中央、西神楽）、65名程度（東旭川）とすること。
- (4) 開所時間は11時間とすること。

※裏面あり

- (5) 通年制保育園での取組や保育内容の十分な引継ぎを行うこと。
- (6) 園・園庭の開放や子育て相談などの子育て支援活動を実施すること。
- (7) 通常の保育に加え、特別支援保育、保育短時間認定の児童に対する延長保育（開所時間を上限）、幼稚園型一時預かり、放課後児童クラブを行うこと。
- (8) 給食は、自園で調理すること。
- (9) 必要な保育教諭を確保し、現在通年制保育園に勤務する保育士について優先的に採用すること（採用に当たっての雇用条件の考え方等も示すこと）。
- (10) 運営開始後2年目に第三者評価事業に取り組み、その結果を公表すること。

4 今後のスケジュール（第1期）

| | | |
|-------|-------|--|
| 平成27年 | 6月16日 | 公募要項の公表(旭川市ホームページに公募要項を掲載) |
| | 8月7日 | 公募受付締切 |
| | 9月上旬 | 応募者による提案内容の説明, 予定事業者の選定 |
| 平成27年 | 9月下旬 | 保護者への審査結果報告(事業者紹介) |
| 平成28年 | 3月から | ・認定こども園の園舎建設に向けた作業 ・引継ぎ(事務作業, 行事・保育内容の確認など) |
| 平成29年 | 3月まで | |
| 平成28年 | 12月頃 | 入所申請・支給認定 |
| 平成29年 | 2月頃 | 入所決定 |
| 平成29年 | 4月1日 | 新しい認定こども園での運営開始 |
| 平成29年 | 4月以降 | 旧園舎の解体作業等 |